

その他の費用について

(被験者負担軽減費)

算定基準：10,000×来院回数×症例数

(保険外併用療養費支給対象費)

実績に応じて

(当該治験に係る会議等の旅費について)

必要に応じて

支払い方法について

被験者負担軽減費、保険外併用療養費、当該治験に係る会議等の旅費については、発生した経費を1ヵ月毎にまとめて請求し、依頼者はこれを翌月の末までに病院に支払う。